

2 横浜市総合リハビリテーションセンター地域・在宅巡回事業

(1) 運営方針

障害のある市民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることを目的に、様々な相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと専門職を地域生活の場に派遣し、適切なサービスを提供することで、障害に起因する諸問題の解決や軽減にあたります。

在宅リハビリテーションについては、訪問看護ステーション、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の直接サービス機関との連携を推進し、リハビリテーションセンターの専門的機能を背景に、難病、高次脳機能障害、重症心身障害等へのニーズに対応した専門的サービスの提供を図ります。

関係機関技術援助についても、中途障害者地域活動センター、障害者支援施設等に対してリハセンターの専門職を派遣し、障害者の地域生活が円滑に進むよう支援体制を整えます。

(2) 平成 23 年度における重点的な取り組み

ア 在宅障害者、特に難病者に対する効果的なリハビリテーションサービスの提供を行うため、区保健福祉センターの保健師との連携を強化します。

イ 地域生活者のライフステージにあったリハビリテーションサービスの提供に向けて、フォローアップを実施し、サービス内容の検証と利用者満足度の向上に努めます。

ウ 高次脳機能障害者の地域生活の実現に向けて、高次脳機能障害支援事業と連携し、中途障害者地域活動センターへの支援をとおして、専門職相談等の役割を果たします。

(3) 事業内容

ア 在宅リハビリテーション

(ア) 評価訪問

区福祉保健センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、関係医療機関等と協力して、在宅重度障害児者宅を医師、理学療法士、作業療法士等専門職と関係機関スタッフが合同で訪問し、障害や生活環境の評価を行い、在宅生活を維持・充実させるためのリハビリテーションサービスを提供します。

今年度は、区福祉保健センター、訪問看護ステーションとの連携により、難病者の把握を重点的に行い、継続的なサービス提供の体制を整えます。

(イ) 個別訪問

評価訪問や横浜市障害者・高齢者住環境整備事業、介護保険住宅改修において、専門的支援が必要とされた場合、理学療法士、作業療法士、工学技師等必要なスタッフを利用者宅に派遣し、リハビリテーション計画に基づいた動作指導・介助法指導・環境整備の助言等必要なリハビリテーションサービスを提供します。

イ 関係機関技術援助

(ア) 区福祉保健センター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等の関係機関が実施するリハビリテーション教室、講習会等への職員派遣を実施し、在宅障害者への情報提供を行います。

(イ) 地域関係機関へのリハビリテーション専門職の派遣をとおして、在宅障害児者が地域生活を送れるよう地域の関係機関を支援します。

ウ 高次脳機能障害対応事業

高次脳機能障害についての障害理解を深め、高次脳機能障害者の地域生活の充実を図るため、特に中途障害者地域支援センターとの連携強化に努めます。